(エ) 北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ) 北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ) 北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒
(キ) 北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒
(ク) 北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒
(ケ) 北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ) 北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年九月十日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年九月十九日から同年十一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア) 北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ) 北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ) 北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ) 北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	長谷川　徹
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年九月一日

○関東地方整備局告示第三百九十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社J建築検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	長田　政志

(2)　変更年月日

平成二十五年九月三日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	梶　信介
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年八月八日

○関東地方整備局告示第三百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　22

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本確認センター株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	花﨑　賢一
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年八月三十日

○関東地方整備局告示第三百九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　24

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

イーハウス建築センター株式会社

三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	名護　弘貴
変更後	梅田　義智

(2)　変更年月日

平成二十五年八月七日